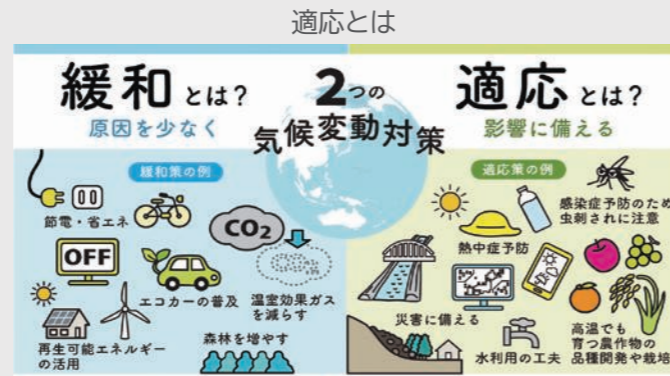


6 気候変動の影響に対する適応策の取組

- (例) □ 気候変動の影響や適応に関心を持ち、情報収集に努めます
- 農業者が農作物を栽培する場合には、高温障害に強い品種や暑さに対応した栽培方法を選択します
 - 災害に備えた事業継続計画(BCP)の策定に努めます
 - 気候変動による自社の事業活動へのリスクを整理し、リスクの回避に努めます
 - 町と防災協定や災害廃棄物に関する協定を締結します
 - 猛暑時には屋外での活動を控える、涼しい作業服やクールビズを導入するなど、従業員の熱中症対策に努めます

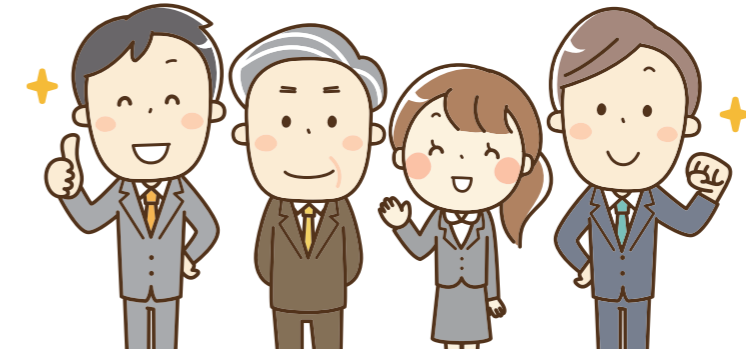


出典:気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)

精華町における脱炭素型事業活動のススメ

本町では、令和6年3月に「精華町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、行政・住民・事業者の3者が一体となって地球温暖化対策を進め、将来にわたって持続可能なまちを築き、次世代に引き継ぐことを目指しています。その実現に向けて、事業者の皆さんにご協力いただきたいことを紹介します。

人がつながり 夢を叶える 学研都市精華町



脱炭素化の取組を進める上で参考になる情報

事業者のみなさんが率先して脱炭素化に取り組むことで、省エネによるランニングコスト削減だけでなく、資金調達手段の獲得や、製品や企業の競争力向上等の効果も期待できるため、このようなメリットを意識して取組を進めることが重要です。

参考情報(ウェブサイト名)	参考となる取組フェーズ
【環境省】脱炭素ポータル	Step 0
【環境省】工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業(SHIFT 事業)のうち計画策定支援事業	Step 0、2
【環境省】TCFDを活用した経営戦略立案のススメ	Step 1
【環境省】温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 一算定方法・排出係数一覧	Step 2
【日本商工会議所】CO ₂ チェックシート	Step 2
【経済産業省】中小企業等によるCN対策	Step 1~4
【一般社団法人環境共創イニシアチブ】省エネルギー診断	Step 2
【環境省】事業者向けCO ₂ 排出削減のための自己診断ガイドライン(産業部門・業務部門)	Step 2
【環境省】中長期排出削減目標等設定マニュアル	Step 3
【自然エネルギー財団】企業・自治体向け電力調達ガイドブック	Step 3
【環境省】中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック	Step 1~4
【環境省】温室効果ガス排出削減等指針の拡充に向けた基礎的な技術情報(指針のファクトリスト)	Step 4
【環境省】LD-Techリスト	Step 4
【環境省】脱炭素化事業支援情報サイト(エネ特ポータル)	Step 4
【環境省】グリーンファイナンスポータル	Step 4
【環境省】グリーン・バリューチェーンプラットフォーム:取組事例	Step 5

脱炭素化を進める上で事業者が取るべき行動のステップと現状における各ステップの実施状況

Step 0	Step 1	Step 2	Step 3	Step 4	Step 5
脱炭素化に向けた意識醸成・体制整備	事業に影響を与える気候変動関連リスク・機会の把握	排出実態の把握	削減目標の設定 / 削減対策の検討 / 削減計画の策定	削減対策の実行	Step 1~4にかかっている情報開示
	事業に影響を与える気候変動リスク・機会を把握している	自社の排出量を把握している	排出削減目標を設定している / 排出削減計画を策定している	排出削減計画を実行している	TCFD提言に沿ったシナリオ分析、情報開示を行っている

出典:環境省「温室効果ガス排出削減等指針に沿った取組のすすめ~中小事業者版~ 脱炭素化に向けた取組実践ガイドブック(入門編)」

2030年の精華町ってどんな姿? 何を目標しているの?

生活・事業活動

- 環境に配慮した生活が当たり前になり、各世帯や個人や地域が脱炭素化に向けた取組をしています。
- 環境に配慮した事業活動や脱炭素経営が、大企業だけでなく町内の中小企業にも普及し、町全体の将来像として脱炭素が認知されています。

移動

- 次世代自動車の増加に併せて充電設備など移動の低炭素化を支えるインフラが普及しています。
- 自動車に頼らず、徒歩や自転車、公共交通で移動しやすいまちづくりが進み、健康的な生活スタイルが普及しています。

エネルギー

- エネルギーを自給自足できる住宅や建物の普及が進んでいます。自給自足の難しいエネルギー多消費型の企業でも再生エネ由来のエネルギー調達が一歩進んでいます。
- 家庭や事業所の徹底的な省エネが進んでいます。また、町内各地で様々な形で再生エネの活用が進められています。

まちづくり

- 地域の豊かな緑が大切に保全され、町の目指す「開発と保全の調和」「都市と農村の調和」が進んでいます。
- プラスチック等の使用抑制など、循環型の経済・社会システムが普及しています。

こんなことに取り組もうとしています

温室効果ガスの削減目標

中期目標 (2030年度)	2013年度比で46%削減 (排出量を8.3万t-CO ₂ に削減)
長期目標 (2050年度)	排出量実質ゼロ

脱炭素に向けた地球温暖化対策の取組

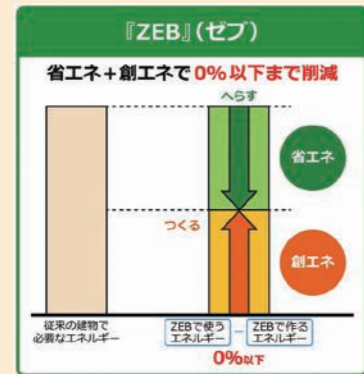
緩和策	施策の柱1 徹底した省エネルギーの推進
	施策の柱2 行政・住民・事業者の連携による再生可能エネルギーの導入
	施策の柱3 公共交通の利便性向上と脱炭素化の推進
	施策の柱4 資源循環の推進
	施策の柱5 脱炭素行動チャレンジの場づくり・仲間づくり
適応策	気候変動の影響に対する適応策の取組



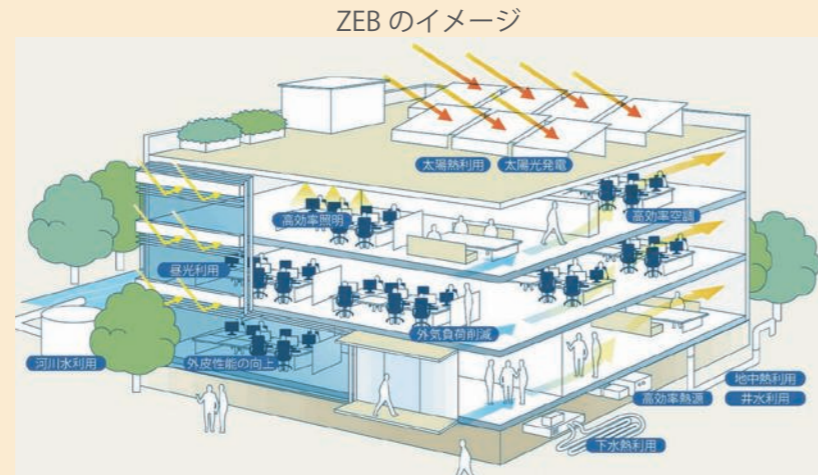
事業者の皆さんに取り組んでいただきたい実践例です。できるところから始めましょう。

1 徹底した省エネルギーの推進

- (例) □ BEMS 等によるエネルギーの可視化を進めると共に、建物の ZEB 化を目指します
- 空調設備や OA 機器、生産設備は省エネルギー性能の高い機器や CO₂ 排出量の少ないエネルギーを選択します
 - 設備機器の適切なオペレーションを行います
 - ウォームビズなどの省エネルギーにつながるビジネススタイルを取り入れます
 - エネルギー消費量の高い事業所では、常に最新の省エネの知見を取り入れ、徹底的な省エネの実践により効率的な事業活動に努めます



出典:環境省 ZEB PORTAL



出典:資源エネルギー庁 ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)について

2 行政・住民・事業者が一体となった再生可能エネルギーの導入

- (例) □ 建物屋根や駐車場などへの太陽光発電パネルの設置など、事業所内で再生可能エネルギーを最大限に導入することについて、補助金等の活用も検討しつつ、検討します
- 電力契約においては、再生可能エネルギー由来の電力契約への切替を検討します
 - 自らの再エネ導入ではエネルギー需要を満たすことが難しい大規模事業所等においては、「RE100」や「REAアクション」に加盟するなど、率先して再生可能エネルギー由来の電力調達を進めていることを表明し、他事業所の規範となるよう努めます
 - 町や国、京都府の脱炭素施策に協力し、再エネ設備導入や再エネ由来のエネルギーの調達を進めます



出典:環境省資料

5 脱炭素行動チャレンジの場づくり・仲間づくり

- (例) □ 脱炭素にかかる事業者勉強会に参加します
- 国や府、町の施策に関する情報を収集します
 - 脱炭素に繋がる社会実験に協力や参加をします
 - 町内の学校や地域で実施される環境教育や環境学習等に協力します
 - 学研都市全体が脱炭素に取り組むことに合わせて、事業活動の中で、脱炭素に貢献する研究開発や製品製造・流通・販売等に積極的に取り組みます

三者協働の場である「精華環境プラットホーム」



事業者向け勉強会



3 公共交通の利便性向上と脱炭素化の推進

- (例) □ 自動車の新規購入や買換時に EV 等の導入を積極的に検討します
- 取引先等と協力し、IT 等も活用することにより集配送の効率化や共通化を進め、省エネルギー型の効率的な物流システムの構築に努めます
 - 長距離輸送等では、船舶や鉄道などのエコ物流を積極的に活用します
 - 従業員の公共交通や自転車での通勤を促進します



連節バス

義務 50台以上*の車両を管理する事業者

エコドライブマイスター 管理する自動車等を運転する者が**エコドライブを行うことを推進する者**を選任し、その氏名その他必要な事項を知事に届けなければならない

*事業者単位ではなく、府内の事業所を合計した台数

エコドライブマイスターを選任するまで

① 講習会受講

講習会で実施する修了試験に合格した方に修了証を発行する

② 選任届出書提出

【提出書類】
・選任届出書(第14号様式(第44条関係))
・被選任者の修了証の写し

選任届出完了

*新規選任のほか、届出内容の変更、解任の際にも届出が必要です
*条例上の義務は事業者単位での選任ですが、事業者ごとの選任を推奨します
*選任届出書様式は京都府のHPからダウンロードしてください

<https://www.pref.kyoto.jp/tikyu/ecomeister.html> 京都府 エコマイスター制度 検索

出典:京都府ウェブサイト

4 資源循環の推進

- (例) □ 事業所から出るごみの減量や資源化に努めます。また、廃棄物処理を委託する際は、できる限り再使用や再資源化を行う事業者を選び、なるべく焼却処理等を避けます
- 販売事業者においては、温室効果ガス排出量や環境負荷の削減に積極的な事業者の商品やサービスの取り扱いを増やし、消費者が資源循環型のライフスタイルを導入することを支援します
 - 事業活動において、「大量生産・大量消費・大量廃棄」から脱却し、「資源とエネルギーの循環型利用」を進めるサーキュラーエコノミーの導入を目指します

プラスチック資源循環促進法で指定された「特定プラスチック使用製品」

対象製品	対象業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マトラー ⑤飲料用ストロー	●総合スーパー、百貨店 ●コンビニ、食品スーパー、洋菓子店 ●ホテル、旅館 ●レストラン、喫茶店 ●フードデリバリー 等
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ	●ホテル、旅館 等
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー	●総合スーパー、百貨店 ●クリーニング店 等

有料化や必要かどうかの声掛け、プラスチック以外の素材に切り替える等の取組が必要

出典:経済産業省ウェブサイト